

【1年生】

★7月7日までに全員申請★

高等学校等就学支援金・臨時支援金の申請手続きについて

※今回は令和7年7月分以降の申請です。全員が申請処理を行う必要があります。

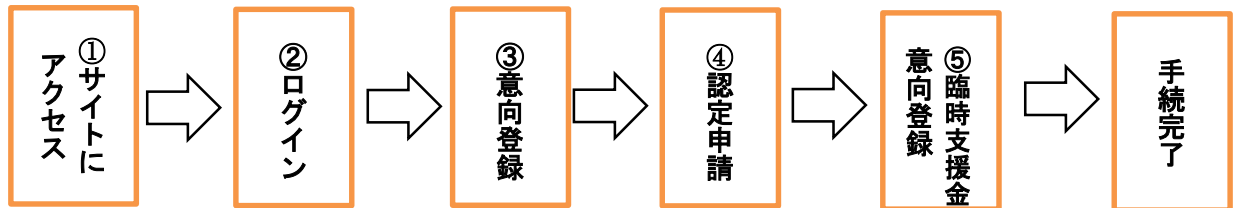
(1) 提出期限と提出方法等

ア. 申請期間 **令和7年7月1日（火）～7月7日（月）**

注意：期限を過ぎると7月から受給できなくなる場合があります。

イ. 提出方法 オンライン申請

<申請の流れ>



<申請の流れ>

① サイトにアクセス

以下のURL又は右のQRコードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



申請はこちらから

② ログイン

ログインID・パスワードは入学時に配布済みです。紛失した場合は事務室まで御連絡ください。入力を5回誤るとアカウントがロックされます。ロックされた場合は事務室まで御連絡ください。

③ 意向登録（全員必須登録）

全員「意向あり」として登録してください。

○別紙フローチャートを参照し、該当する区分の手続きを行ってください。

④ 認定申請

・収入状況届出（区分A）の手続き

前回の申請でマイナポータルから保護者等の課税情報を提出した方は、再度課税情報を再取得していただく必要があります。

※個人番号を入力するに変更することも可能です。

・認定申請（区分C）・保護者等情報変更届出（区分D）の手続き

前回の認定結果が「所得制限」「不認定」となった場合、システム上前回の申請情報を引き継ぐことができないため、再度認定申請情報を入力していただきます。

保護者等情報は、収入状況の提出が必要な保護者等全員分の入力が必要です。

また、保護者の人数に変更があった場合や、転居により課税地が変更になった場合は、必ず保護者等情報変更届出に入力してください。（課税情報が正しく取得できない場合、認定が遅れます。）

収入状況の提出方法はア～ウのとおりです。

ア「個人番号を入力する」（推奨）

マイナンバーの数字を直接入力してください。一度入力いただければ、毎年7月に個人番号を再入力していただく必要はありません。

イ「個人番号を使用して自己情報を提出する」

マイナポータルから保護者等の課税情報を提出いただきますが、毎年7月に課税情報を再取得いただく必要があります。

ウ「課税証明書による審査を希望」（やむを得ない理由がある場合のみ）

事前に事務室に御連絡ください。

⑤ 臨時支援金意向登録（全員必須登録）

上記③・④を行ったあと、就学支援金の各申請の結果画面に「臨時支援金意向登録ボタン」が表示されますので全員申請登録を行ってください。

所得制限により不認定となった場合は、年収約910万円以上世帯を対象とした「高校生等臨時支援金」が支給される可能性があります。

なお、就学支援金・臨時支援金を申請しなかった方は以下のとおり授業料を負担していただきます。

期別	徴収日	徴収対象月	金額
1期	7月31日	4月～6月分	29,700円
2期	10月31日	7月～11月分	49,500円
3期	1月31日	12月～3月分	39,600円

(2) 補足事項

- 申請日は7月1日以降としてください。
- 認定結果は10月上旬頃に通知します。e-Shienの画面からも確認可能です。
臨時支援金の認定結果は、10月上旬以降になる場合があります。
- 離婚・再婚等により保護者情報に変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。
- 収入の修正申告や税額の更正決定等により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査（再審査）が可能となります。審査を希望する場合は、学校事務室に届け出てください。

(3) オンライン申請システム（e-Shien）の操作方法について

申請者向け利用マニュアル及びチャットボットを御利用ください。マニュアルは申請画面の右上のヘルプからも確認することが可能です。



e-shien マニュアル



e-shien チャットボット

支援金制度及びこのお知らせは学校 HP に掲載しています



浜松湖南高校 HP

問い合わせ先

浜松湖南高等学校 事務室（8：15～16：45）

053-592-1625